

2. 電気事業法施行規則（平成 25 年 6 月 28 日改正）（抜粋）

第 52 条 法第 43 条第 1 項の規定による主任技術者の選任は、次の表の上欄に掲げる事業場又は設備ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる者のうちから行うものとする。

（表 省略）

2 次の各号のいずれかに掲げる自家用電気工作物に係る当該各号に定める事業場のうち、当該自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務（以下「保安管理業務」という。）を委託する契約（以下「委託契約」という。）が次条に規定する要件に該当する者と締結されているものであって、保安上支障がないものとして経済産業大臣（事業場が一の産業保安監督部の管轄区域内のみにある場合は、その所在地を管轄する産業保安監督部長。第 53 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項において同じ。）の承認を受けたもの並びに発電所、変電所及び送電線路以外の自家用電気工作物であって鉱山保安法が適用されるもののみに係る前項の表第 3 号又は第 6 号の事業場については、同項の規定にかかわらず、電気主任技術者を選任しないことができる。

一 出力 2,000 キロワット未満の発電所（水力発電所、火力発電所、太陽電池発電所及び風力発電所に限る。）であって電圧 7,000 ボルト以下で連系等をするもの 前項の表第 1 号、第 2 号又は第 6 号の事業場

二 出力 1,000 キロワット未満の発電所（前号に掲げるものを除く。）であって電圧 7,000 ボルト以下で連系等をするもの 前項の表第 3 号又は第 6 号の事業場

三 電圧 7,000 ボルト以下で受電する需要設備 前項の表第 3 号又は第 6 号の事業場

四 電圧 600 ボルト以下の配電線路 当該配電線路を管理する事業場

3 事業用電気工作物を設置する者は、主任技術者に 2 以上の事業場又は設備の主任技術者を兼ねさせてはならない。ただし、事業用電気工作物の工事、維持及び運用の保安上支障がないと認められる場合であって、経済産業大臣（監督に係る事業用電気工作場が一の産業保安監督部の管轄区域内のみにある場合は、その設置の場所を管轄する産業保安監督部長。第 53 条の 2 において同じ。）の承認を受けた場合は、この限りでない。

第 52 条の 2 前条第 2 項の要件は、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、当該各号に定める要件とする。

一 個人事業者（事業を行う個人をいう。）

イ 電気主任技術者免状の交付を受けていること。

ロ 別に告示する要件に該当していること。

ハ 別に告示する機械器具を有していること。

ニ 保安管理業務を実施する事業場の種類及び規模に応じて別に告示する算定方法で算定した値が別に告示する値未満であること。

ホ 保安管理業務の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。

ヘ 次条第五項の規定による取消しにつき責めに任ずべき者であって、その取消の日から 2 年を経過しないものでないこと。

二 法人

- イ 前条第 2 項の承認の申請に係る事業場（以下「申請事業場」という。）の保安管理業務に従事する者（以下「保安業務従事者」という。）が前号イ及びロの要件に該当していること。
- ロ 別に告示する機械器具を有していること。
- ハ 保安業務従事者であって申請事業場を担当する者（以下「保安業務担当者」という。）ごとに、担当する事業場の種類及び規模に応じて別に告示する算定方法で算定した値が別に告示する値未満であること。
- ニ 保安管理業務を遂行するための体制が、保安管理業務の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。
- ホ 次条第 5 項の規定により取り消された承認に係る委託契約の相手方で、その取消しの日から 2 年を経過しない者でないこと。ただし、その取消しにつき、委託契約の相手方の責めに帰することができないときは、この限りでない。
- ヘ 次条第 5 項の規定による取消しにつき責めに任ずべき者であって、その取消しの日から 2 年を経過しないものを保安管理業務に従事させていないこと。

第 53 条 第 52 条第 2 項の承認を受けようとする者は、様式第 43 の保安管理業務外部委託承認申請書に次の書類を添え、経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 委託契約の相手方の執務に関する説明書
 - 二 委託契約書の写し
 - 三 委託契約の相手方が前条の要件に該当することを証する書類
- 2 経済産業大臣は、第 52 条第 2 項の承認の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の承認をしてはならない。
- 一 委託契約の相手方が前条の要件に該当していること。
 - 二 委託契約の相手方が前条第二号の要件に該当する者である場合は、保安業務担当者が定められていること。
 - 三 委託契約は、保安管理業務を委託することのみを内容とする契約であること。
 - 四 申請事業場の電気工作物が、第 48 条第 1 項各号に掲げる場所に設置する電気工作物でないこと。
 - 五 申請事業場の電気工作物の点検を、別に告示する頻度で行うこと並びに災害、事故その他非常の場合における当該事業場の電気工作物を設置する者（以下「設置者」という。）と委託契約の相手方（委託契約の相手方が前条第二号の要件に該当する者の場合にあつては保安業務担当者を含む。）との連絡その他電気工作物の工事、維持及び運用の保安に関し、設置者及び委託契約の相手方の相互の義務及び責任その他必要事項が委託契約に定められていること。
 - 六 委託契約の相手方（委託契約の相手方が前条第二号の要件に該当する者の場合にあつては保安業務担当者）の主たる連絡場所が当該事業場に遅滞なく到達し得る場所にあること。
- 3 第 52 条第 2 項の承認に係る委託契約の相手方のうち前条第一号の要件に該当する者（以下「電気管理技術者」という。）及び前条第二号の要件に該当する者（以下「電気

保安法人」という。)並びに保安業務従事者は、その職務を誠実に行わなければならない。また、電気保安法人は、その保安業務従事者にその職務を誠実に行わせなければならない。

- 4 第 52 条第 2 項の承認を受けた者は、その承認に係る事業場の電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するに当たり、その承認に係る委託契約の相手方の意見を尊重しなければならない。
- 5 経済産業大臣は、第 52 条第 2 項の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。
 - 一 第 2 項各号のいずれかに該当しなくなったとき。
 - 二 電気管理技術者又は電気保安法人が、第 52 条第 2 項の承認に係る委託契約によらないで保安管理業務を行ったとき。
 - 三 電気管理技術者、電気保安法人又は保安業務従事者が第 3 項の規定に違反したとき。
 - 四 不正の手段により第 52 条第 2 項の承認を受けたとき。

施行規則で使用されている用語

保安管理業務

事業場の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務

電気管理技術者

電気事業法施行規則第 52 条の 2 第一号の要件に該当する個人事業者。

電気保安法人

電気事業法施行規則第 52 条の 2 第二号の要件に該当する法人。

保安業務従事者

申請に係る事業場（電気工作物の設置者）の保安管理業務を行う者を指す。複数の者が保安管理業務に従事する場合は、全員が保安業務従事者となる。電気主任技術者免状の交付と免状の種類に応じた実務経験期間が要件として定められている。

保安業務担当者

申請に係る事業場の保安業務従事者のうちから、当該事業場を担当する者として定められた者を指す。事業場ごとに電気保安法人の保安業務従事者のうちから 1 名以上定めなければならない。一人の保安業務担当者が担当できる事業場数には換算係数による制限が設けられている。また、電気保安法人は保安業務担当者を保安管理業務以外の業務に従事させてはならない。